

資材価格高騰を受けた単品スライド条項の運用基準  
の策定及びインフレスライド条項の再周知について

資材価格の急激な高騰が引き続いている今般の状況に鑑み、中野区工事請負契約書約款に定める「単品スライド条項」の運用について、運用基準を策定する。

また、同約款で別に定める「インフレスライド条項」について、今般の状況により新たに適用となる対象案件が生じる可能性を考慮し、同条項の運用に係る再周知を併せて行うこととする。

1 単品スライド条項(約款第26条第5項)の運用に係る運用基準の策定

「単品スライド条項」とは、特定の工事材料の価格が著しく変動した場合に適用し、請負代金の変更を請求できる規定である。

国土交通省は、最近の資材価格の急激な高騰を踏まえ、令和4年6月17日に単品スライド条項の運用を一部見直す通知を発出し、同年7月19日にマニュアルの一部を改定した。

中野区では、平成20年8月1日に単品スライド条項を適用し、その具体的な取扱いについては、東京都の運用基準を準用してきたが、現時点では、国の改定を踏まえた改定版の東京都運用基準は公表されていない。

しかしながら、今後、資材価格の高騰が引き続く可能性があるため、東京都の公表を待つことなく、区独自に運用基準を定め、工事受注者へ速やかに周知する。

別添1「中野区発注工事における単品スライド条項の運用について」

2 インフレスライド条項(約款第26条第6項)の再周知

「インフレスライド条項」とは、残工期が2か月以上ある工事において、短期的で急激な賃金水準や物価水準が変動し、残工事費の1.0%を超えた場合に、スライド額を算定し、請負代金の変更を請求できる規定である。直近では、令和4年3月適用の公共工事設計労務単価等の新単価により対象案件(スライド算定額が改定後に1.0%を超えたもの)に適用を行い、必要な手続きを行っている。

上記の際に適用対象とならなかった工事請負契約(スライド算定額が改定後に1.0%を超えなかったもの)であっても、その後の資材価格の急激な高騰により、スライド額が1.0%を超えると見込まれる場合には、同条項の規定に基づく契約金額の変更請求が可能であることから、その旨を改めて周知する。

別添2「中野区発注工事におけるインフレスライド条項の適用について」

### 3 今後の予定

- 9月初旬 制度周知(区ホームページ、関係団体)
- 9月～10月 受注者から単品スライド、インフレスライドによる変更請求があり次第、  
工事主管部署において、適用可否及びスライド額を協議
- 11月～3月 協議終了後、補正予算案を計上し、契約変更

### ※中野区工事請負契約書約款（抜粋）

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第二十六条（第1項～第4項 略）

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

（参考資料）国土交通省ホームページ写し「単品スライド条項の運用改定について」

## 中野区発注工事における単品スライド条項の運用について

### 1 対象工事

中野区が発注し、契約した工事のうち、残工期が2か月以上ある全ての工事

### 2 対象品目

以下の品目を対象とし、受注者から請求があった材料の中から協議の上、決定する。

#### (1) 鋼材類

H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等、鋼材を主材料として構成する材料

#### (2) 燃料油

ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油

#### (3) その他の主要な工事材料

アスファルト類、コンクリート類など、鋼材類、燃料油以外の主要な工事材料で、価格上昇要因が明確であるもの

### 3 スライド額の算定対象とする品目

品目ごとの変動額が、対象工事費の1.0%を超えた品目をスライド額(契約金額の変更の対象となる額)の算定対象の品目とする。

なお、工期内の品目を対象とするが、部分払いを行った出来高部分を除く。

### 4 受注者負担の軽減(下線部は、区独自部分)

算定対象の品目の変動額のうち、対象工事費の0.5%を超える額をスライド額として算定することで、受注者の負担軽減を図る。

### 5 資材価格の高騰とインフレスライド条項との関係について

インフレスライド条項を既に適用した工事請負契約においては、インフレスライド条項により、材料価格と労務単価の変動を適用済みのため、その後の資材価格の高騰により、品目ごとの変動額が、対象工事費の1.0%を超えると見込まれる場合には、単品スライド条項の規定に基づく契約金額の変更請求が可能である。

公共工事設計労務単価が改定(毎年3月)されたものの、スライド算定額が残工事費の1.0%を超えず、インフレスライド条項の適用対象外であった工事請負契約については、その後の資材価格の高騰により、スライド額が1.0%を超えると見込まれる場合には、インフレスライド条項の規定に基づく契約金額の変更請求が可能である。

## 中野区発注工事におけるインフレスライド条項の運用について

### 1 対象工事

中野区が発注し、契約した工事のうち、残工期(基準日以降の工期までの工事期間)が2か月以上ある工事。

工期内に賃金水準の変更(公共工事設計労務単価の改定)がなされた時以後に、発注者及び受注者によるインフレスライドの適用対象工事の確認を行う。

### 2 スライド協議

受注者から請求があった場合、基準日時点における出来形数量を確認し、残工事量を算出する。起工時における区の積算単価と基準日時点における物価指数等から残工事の変動額を算出する。

### 3 受注者負担

残工事の変動額のうち、対象工事費の1.0%を超える額をスライド額として算定する。

### 4 資材価格の高騰とインフレスライド条項との関係について

公共工事設計労務単価が改定(毎年3月)されたものの、スライド算定額が残工事費の1.0%を超えず、インフレスライド条項の適用対象外であった工事請負契約については、その後の資材価格の高騰により、スライド額が1.0%を超えると見込まれる場合には、インフレスライド条項の規定に基づく契約金額の変更請求が可能である。

### 5 資材価格の高騰と単品スライド条項との関係について

公共工事設計労務単価の改定(毎年3月)を受けて、インフレスライド条項を既に適用した工事請負契約においては、インフレスライド条項により、材料価格と労務単価の変動を適用済みのため、その後の資材価格の高騰により、品目ごとの変動額が、対象工事費の1.0%を超えると見込まれる場合には、単品スライド条項の規定に基づく契約金額の変更請求が可能である。

## 技術調査

技術研究開発    コスト構造改善    技術管理    入札・契約    公共事業の評価    環境    情報技術  
積算基準・工事成績等

[ホーム](#) > [政策・仕事](#) > [技術調査](#) > 工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)の運用改定について

### 工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)の運用改定について

国土交通省直轄工事では、特定の工事材料の価格が高騰した場合に、工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)に基づき請負代金の変更を行っています。

単品スライドは、平成20年6月に定めた運用ルールにより実施してまいりましたが、最近の資材価格の急激な高騰等を踏まえ、運用ルールを改定しました。

#### 1. 単品スライドについて

「単品スライド」とは、工事請負契約書第26条5項に基づき、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、請負代金額が不相当となったとき、請負代金の変更を請求できる措置です。

#### 2. 請負代金額の変更の考え方(工事材料の価格が増加した場合※)

受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、工事材料の価格増加分のうち、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担しています。

※工事材料の価格が減少した場合は、対象工事費の1%を超える減額分を発注者が受注者に請求することになります。

#### 3. 運用ルールの改定のポイント

##### 《これまでの運用ルール》

工事材料の価格増加分は、工事材料の「実際の購入価格」(受注者が提出)と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更

##### 《新たな運用ルール》

- 1) 購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とする。
- 2) 鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可とする。
- 3) 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可とする。

・新たな運用通知は[こちら](#)(令和4年6月17日発出)

・マニュアルは[こちら](#)(令和4年7月19日時点)

・参考資料は[こちら](#)(令和4年6月17日時点)